

平成30年8月

業務用厨房施設の管理責任者及び使用者の皆様へ

九州産業保安監督部

一酸化炭素中毒事故防止に向けた業務用換気警報器※設置について（お願い）

近年、業務用厨房施設及び食品工場において、都市ガス及び液化石油ガスの消費機器による一酸化炭素（以下「CO」という。）中毒事故が発生しています。平成29年には、3件（死者：0名、有症者：7名）が発生しており、平成30年では、6月末時点で既に5件（死者：0名、有症者：19名）発生しています。また、九州管内においても、平成30年に入って7月末までで既に2件（福岡県1件、鹿児島県1件）の飲食店において、CO中毒事故が発生しており、7名の方が病院で治療を受けています。これらの事故原因は、いずれも機器の吸気ノズル詰まりや換気口の閉塞等で換気が不十分なため、ガス消費機器が不完全燃焼を起こし、COが発生したことによるものです。

経済産業省では、CO中毒事故を防止するため、本年8月1日、厚生労働省を含む関係省庁及び各県等を通じて、関係機関・関係団体への注意喚起要請を行ったところです。

ガス消費機器を使用する場合には、必ず十分な換気を行うことはもちろんのことですが、無味無臭のCOをいち早く検知し、CO事故の予防措置として効果の高い業務用換気警報器の設置を推奨しています。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、貴社の厨房施設においても業務用換気警報器を設置していただきますようお願いいたします。

※業務用換気警報器

一酸化炭素濃度と経過時間から、血中一酸化炭素ヘモグロビン値に換算し、その値が規定値以上になった場合に警報を発するものです。

（注）このお願いは、ガス会社を通じて、業務用厨房施設の管理責任者及び使用者の皆様へお届けしています。

<問い合わせ先>

福岡市博多区博多駅東2-11-1

経済産業省 九州産業保安監督部 保安課

092-482-5527、5528、5469